

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	平成28年4月6日
県産品振興課	平成28年5月16日
交通政策課（航空振興室）	平成28年5月24日
観光振興課（国際観光推進室）	〃
交流推進課（サミット関係会合推進室）	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 都市公園施設に係る使用料の調定何書について、内容欄に記載がなく、かつ、許可書の写しも添付されていないものが散見された。また、調定の日付を遡及し、納期限を過ぎて納入通知書を発行しているものがあった。（栗林公園観光事務所）

(イ) うどん県ニューツーリズム提供事業委託業務により生じた収入について、実際の現金の移動を行わないときは、委託料との公金振替により処理をする必要があった。（観光振興課）

イ 契約について

(ア) 案内表示板等の外国語表記に係る資料作成業務委託について、予定価格調書が見積書徴収後に作成されていた。仕様書や施行何も、見積書徴収前に作成しておく必要がある。また、案内表示板等の整備業務委託と併せて発注方法を検討する必要があった。（観光振興課）

(イ) 契約を締結した後に契約保証金が納付されているものがあった。（観光振興課）

(ウ) さぬきダイニングプロデュース事業委託について、契約書が作成されないまま事業が開始され、遡って契約書を作成しているものがあった。（県産品振興課）

ウ 物品について

現に保有する郵便切手の額が、郵便切手受払簿に登記された保管金額よりも多かった。（栗林公園観光事務所）

エ その他

香川ウォーターフロントフェスティバル実行委員会について、自主検査が実施されていなかった。(観光振興課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし